干拓新田村の水利 〜松橋御新地の場合〜

内山幹生

[目次]

はじめに

松橋地先海辺干拓新田村と水利

1

(1)豊川村の新設

は明治前期水利組織の法制化

2 近代的水利体系の受容

①水利組合の制度

②水利組合条例の制定

鐙ヶ鼻溜池水利組合設置について豊﨑・南豊﨑と御船旧三区

組合村の確執

3

⑴松橋新開同築副新開・砂川新開絵図について

②水利慣行と鐙ヶ鼻溜池水利組合規約

近世末期松橋御新地及び築添新地に関わる水利事案

4

⑴曲野村猫迫堤用水嵩増し工事と推進上の課題

曲野・久具両村の「御難」意識と手永の対応

(2)

- 現場村々の反応

= 河江手永惣庄屋近藤喜左衛門の結論

おわりに

はじめに

費の官費負担から民費負担へ政策転換が進められた。
世世封建社会は、領主が年貢徴収権を中心とする土地所有権を有し、
が施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかしかる。明治政府の土木行政は、当初、旧慣による施策を継承し、用排いる。明治政府の土木行政は、当初、旧慣による施策を継承し、用非水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続され、水利土木諸制度が整備されるに従い、費用負担の見直しが実施され、水利土木諸制度が整備されるに従い、費用負担の見直しが実施され、水利土木諸制度が整備されるに従い、費用負担の見直しが実施され、水利土木は、場合は、場合は、場合は、場合は、場合は、場合は、当の大力による。

1 松橋地先海辺干拓新田村と水利

(1)豊川村の新設

明治三年(一八七〇)の藩政改革後、各村に与長が配され(庄屋

申された。申された。申治一一年七月、太政官布告一七号「郡区町村編成法」の制定で廃月、大区の下に古くからの町村を複数まとめて小区が置かれたが、全国に戸長と副戸長を配し、その管轄区域を大区という。同年一○太政官布告第一一七号により荘屋(庄屋)・名主・年寄が廃止され、に相当)、その上に里正(惣庄屋相当)が置かれた。明治五年四月、

野村・萩尾村・浦川内村・久具村・大野村が新設当尾村を形成した。 竹崎村・西下郷村も各々合同して新設豊福村となり、古保山村・曲 川・東松崎の大字六か村となる。 施行後の新設豊川村の行政区画は、豊崎・南豊崎・御船・浅川 か村に分かれていた。しかし明治二二年四月二五日、「市制町村制 明治一二年、 「豊川村」となるべき行政区画は、豊崎・南豊崎 西下郷と久具の六か村、 郡区町村編成法施行時から同二二年 加えて浅川・砂川・新田出と住吉の四 同時に、豊福村と内田村・両仲間村 应 御船・ 月二 四 東松 日ま · 砂

②明治前期水利組織の法制化

団体などがあった。 団体などがあった。 地方の共同利用をおこなう入会集団、河や海で入漁を行う漁業者 がに明治一三年制定、町村段階の議決機関に関する区町村会法で、 で、利土功ノ為ノ集会」が定められた。近世またはそれ以前から存 が同野の共同利用をおこなう入会集団、河や海で入漁を行う漁業者 が原野の共同利用をおこなう入会集団、河や海で入漁を行う漁業者 が原理を対している。 のは、1000年のは、1000年の は、1000年の は、

幕藩財政を支えていたのは水田農業で、この時代の治水は、米の

水利水事業に対する官費充当を継続する。旧習旧慣に逆らわず治に対し、幕府諸藩が財政基盤維持のため多額の費用を支出することに対し、幕府諸藩が財政基盤維持のため多額の費用を支出すること安定の増収を図ることを目的に実施された。そのため耕地を維持す

年、 た。 持つことになる地域民費の負担徴収体制強化を意図したものであっ 図ることにあったとみられる。 その成立経緯から、これらの団体を水利制度に吸収し、 した。それら管理現場の実情をみると、水利土功集会制度の目的 川の維持保全に関わる堤防組合や普請組合等の用水管理団体が存在 する強制徴収権が、町村段階の経費充当分として初めて付与される。 された。これらの政策推進過程で水利土功集会制度が設けられ、 れ、明治一四年度には、土木費に対する官費支給 られ、従来の官費負担から地域町村民の費用負担へ政策転換が図ら られる。 有権が確立し、地租(土地対象に付加された租税)の統 当時、 明治六年(一八七三)、 官費下渡金に対応し、水利土功集会が評決した水利土木費に対 大河川周辺の村々には、水組・井組等の用水組合の他、 同時に、 明治初頭からの水利事業旧慣踏襲政策が逐次改 地租改正実施により近代的な私的土 行政に代わって、 水利土木費を受け (下渡金) は その再編を 一化が進め 廃止 地 河 所

近代的水利体系の受容

古代から近世にかけて、農業への水資源利用は着実に進展し、

なる。 中心に形成された。 や新規利水の円滑な権利設定などを軸に、 いたが、 維新後は、 田優先の原則や番水制による用水の時間的配分、 が進み、 した。そのため幕府による水に関する諸規定の作成など法令整備 中世から近世の用水管理は、 水利使用が権利として形成されてくる。 分水不平等による農民騒動は実力行使を伴い各地で頻発 日本の近代化と社会経済発展の基礎を確立するように 村々の自治的慣行に依存して 中・近世を通し農業を 農業水利権保護 水利秩序は、古

、水利組合の制度

る規定を定め、その条文は次のようになっていた。て設けた水利組織制度で、水利土功とその集会評決の施行等に関すの「区町村会法」(太政官布告第一八号)である。明治政府が初め近代水利制度の端緒となったのは、明治一三年(一八八○)四月

リ第七条マテノ手続(区町村会・連合会ニ関スル規定)第9条 前条ニ掲ゲタル集会評決ノ施行及ヒ其取締ハ第四条ヨ

をいう。この法律により従来の慣行的な水利組織は地方行政の中に土功とは、土の切り取り・盛り土・運搬など土砂を扱う土木工事

この延長線上に水利組合が法律化し、水利組合条例として結実する。施行に基づき、町村組合を設立して用水等の管理ができるとされた。包含され、初めて公の組織となる。明治二二年には「市制町村制」

②水利組合条例の制定

とはなっていない。全国に大小の水利組合が重層的に存在し、相互 徴収ヲ為スヘシ」(条例三○条)とされ、 数市町村ニ渉ルトキハ各市町村収入役ハ管理者ノ求ニ依リ組合費ノ 組織の地主的支配の道を拓いた点で注目される。しかし実態は、組 通水利組合に属する事業以外の工事のために設けられた 水害予防組合は水害防御のための堤防・浚渫・砂防等の工事で、 られる。普通水利組合は用悪水等の土地保護に関する事業(第三条)、 をみた。その目的に応じ普通水利組合と水害予防組合の二つに分け 布された市制町村制の特別法として定められ、水利組合制度の確立 の指揮により行うことを規定されている。本条例は明治二一年に公 られた。この条例施行については府県知事が内務大臣に上申し、そ に作用し合って地域行政の一端を支えた。 合管理者が従来どおり市町村長や郡長で、組合費徴収も「組合区域 政策転換の視点からは、行政と水利組織の分離が意図され、 町 '村制施行後、 明治二三年に法律四六号「水利組合条例」が定め 町村行政からの完全分離 (第四条)。 水利 普

つ。理由は、用水不足の状況下、上流域と下流域の水争い調整、用る日常の水利施設管理や用水配分等の運営で顕著な自治的性格を持幕府代官や諸藩の役人統制下に置かれていたが、村を構成単位とすなどと呼ばれる用水組合 (農業用水管理組合) が広く分布していた。幕藩体制下の農村社会で、地域により呼称は異なるが井組や水組

は異なり、近世村落社会が創出した自治的秩序たる性格があった。が「用水慣行」で、統制的秩序であるが領主による権力的な秩序とため自治的水利組織が必要とされたからである。この用水配分秩序水配分の社会的秩序維持、村中の入り組んだ水田に用水供給をする

活かす以外に方法がなかったからである。 の理由は、 盤ではなく近世用水組合の運用形態がそのまま継承されていた。そ 的なもので明治二三年に廃止される。 用水組合をそのまま継承して「水利土功会」を発足させたが、 有者個人とされた点である。 用水組合の構成員は村で、 後に新たな法制度により水利組合へ変化した。一変した点は、 困難な課題であった。 確立していく過程で、 明治前期、 用水管理運営構造に何の変化もなく、 土地制度が再編され私有財産制を基盤とする法体系が 用水組合と用水慣行をいかに法制度化するか 明治一七年 (一八八四)、区町村会法改正で 水利組合では土地私有性の確立で土地所 ただ実際の水利組合運営は、 近世同様の用水組合は、 中世からの伝統を 個人が基 近世 過渡 維新

合村の確執 3 鐙ヶ鼻溜池水利組合設置について豊崎・南豊崎と御船旧三区組

る慣行も経験も相応に備わっていた。三男を中心とする階層で、出身古村で農業経験があり、水利に関す存在している。営農者は、周辺手永の村々から入植した農家の次・組合は、干拓新地が築造され営農が開始される時点で既に各地区に利用の背景には、各々の地元に固有の旧習があった。原初的な水利新生豊川村の主体三区(豊﨑・南豊﨑・御船)における灌漑用水

⑴松橋新開同築副新開・砂川新開絵図について

同築副 細な見積書も少なくない。 三日の強風高潮による破堤潮入後の復旧関連記録、 や付帯工事の諸帳簿が収まっていた。 万延・文久・元治・慶応・明治と、逐年に亘る干拓地の諸造成工事 本絵図の収納されていた箱には、天保一二年以降、 浅川・同砂川がある。 﨑がみえ、 中期以降に描かれた。 本絵図は、 用水路開削や灌漑施設設置、 (添) 松橋新開の下方(南側) 開・砂川新開から小川々尻へ至る干拓俯瞰図であった。 市町村内の区画名称大字の表記があることから、 久具村地先の監物開から有吉開・松橋新開 松橋新開の中に大字東松崎・同豊崎・ 関連工事の夫方や資材調達等、 に位置する砂川新開には、 天保一四年 (一八四三) 九月 弘化·嘉永·安政 造成地の土地改 同 明治 南豊 詳

庁の要請する大規模工事の成ったことがわかる。また、鐙ヶ鼻堤の 事関連史料が含まれ、 米田監物が勧請した寄田神社を示す。 が処置した。 大字豊崎の各文字上の灰色〇印、 とみられる。左の図中、監物殿開横の 治二二年(一八八九)に公布された市制町村制施行後に作製された してこの彩色絵図が作製されたのだろう。絵図全体の様子から、 灌漑系統における水利組合設置一件書類もあり、 この一群史料の中に、猫迫堤や鐙ヶ鼻堤・八つ枝堤の容積拡大工 砂 □川新開中の浅川と砂川の同灰色○印は、 監物殿 河江手永を中心とした周辺手永合力により藩 ●の右横 同築副新開中の南豊崎村の灰色〇 (実際は東側) 印即 松橋新開中の大字東松崎 説明 の濃い灰色丸印は 全体の説明資料と の便宜上、 明

【松橋新開同築副新開·砂川新開絵図】(字城市松橋町御船久原家文書)



②水利慣行と鐙ヶ鼻溜池水利組合規約

反単位の課税)を設けられ、田租を徴収されたのか。養ってきた。いかなる方針で旧政府(藩庁)より田反別(一①御船区の田反別四○町歩余は、昔からの水源で今まで田方を

②浅川区・砂川区では、すでに河江郷内の当尾村大字浦川内字②浅川区・砂川区では、すでに河江郷内の当尾村大字浦川内字多数の夫方を出し、鐙ヶ鼻堤が水源といわざるを得ない。明治四年に至り、豊崎・南豊崎・御船三区組合合わせて鐙ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上及び腹付等を出願合わせて鐙ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上及び腹付等を出願合わせて鐙ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上及び腹付等を出願合かせて鐙ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上及び腹付等を出原合わせて鐙ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上及び腹付等を出を変数の夫方を出し、鐙ヶ鼻堤一万坪の増水となる。

③これに加え、南豊﨑区字切れ所口の田反別五町歩余の用水は、 集約のうえで承諾するよう願い上げる。 集約のうえで承諾するよう願い上げる。 集約のうえで承諾するよう願い上げる。 集約のうえで承諾するよう願い上げる。 集約のうえで承諾するよう願い上げる。

付願書」に添付された豊川村長久原敬造の意見書から推測できる。後にあることは、翌年、園田行眞郡長へ再提出された「水利組合ニの関連史料が未見の状態では尚更で、藩政時代からの水利慣行が背溜池水利組合加入を拒否する理由が判然としない。豊﨑・南豊﨑側御船区側の記録を読んでも、豊﨑・南豊﨑両区が御船区の鐙ヶ鼻

うことにした。同上意見書は六つの主張から成っている。(ター76ー5)ということで、村長へ提出し意見書を添付してもら添候、水利組合ニ付願書差出候、其筋へ御継被下度宜敷奉願候也」同様の書面が豊川村長久原敬造へ提出された。すなわち、「別紙相同様の書面が豊川村長久原敬造へ提出された。すなわち、「別紙相同様には知り、「別紙相のである」が提出された半年後の明治二六年五月二四日、再度の「大利組合」が表示した。同上意見書は六つの主張から成っている。

意見書

トナリ、設置明治廿四年六月談判ヲ開キ協議途整ハズ遂ニ請願スル事設置明治廿四年六月談判ヲ開キ協議途整ハズ遂ニ請願スル事四十六号ニ基キ下益城郡豊野村大字山嵜鐙ヶ鼻溜池水利組合①茲ニ豊川村大字豊﨑南豊﨑御船三區明治二十三年法律第

議を行ったが合意に至らず郡長へ請願となった)四六号により、同二四年六月に鐙ヶ鼻溜池水利組合設置の協(豊川村の豊﨑・南豊﨑・御船三区は、明治二三年法律第

ケラレシカ、所謂鐙ヶ鼻溜池ノ方針ニ外ナラザラシヤ、反別三拾三町三反歩ノ用水何レノ源水ヲ以テ旧政府田耕ヲ設ノ溜池ヲ設ケラレ、大字御船區ハ大字豊﨑區ノ下ニ接続シ田貴重ナル用水開墾即下仝郡当尾村大字浦河内字八ッ枝ニ巨大②而シテ元砂川新開ノ内大字砂川浅川區界異ナル故ヲ以テ両區

池以外にあり得ない) 三三町三反歩の用水をどの水源に構想していたか。鐙ヶ鼻溜る。御船区の場合、豊﨑区の南西に位置し、藩政府は田畑は当尾村の大字浦川内八ッ枝に巨大な溜池が設けられてい(砂川新開の内、大字砂川と同浅川は区堺が異なりその用水

船區一ノ水路ヨリ七寸口及三寸口ノ両樋ヨリ分水スルノ慣例③大字南豊﨑字切レ所口田反別六町八反歩余ノ用水ハ、大字御

アリ、

から分水する慣例があった)の用水は、御船区の一ノ水路から七寸口径と三寸口径の水管(御船区の東隣、築添新開すなわち南豊﨑の切れ所口田畑へ

地形的な痕跡が残る。**切れ所口…天保一四年九月の強風高潮による堤防決壊場所で現在も

方針ナリト信認セラレ、小地方之状況ニ照シテ専ラ利益ヲ受ル土地ヲ保護セラルゝノセラレタリ、最モ旧藩政府國庫金ヲ以テ工事許可セラレタル上服付工事金弐千余円之御出方を以て壱万坪余ノ増水ヲ修繕上服付工事金弐千余円之御出方を以て壱万坪余ノ増水ヲ修繕

土地を保護する方針からと信ずる)

・以て工事許可を得られたのは、地域の状況より利益を生む門を旧藩政府で賄い一万坪余の増水を得た。尤も藩庫の資金即ち鐙ヶ鼻溜池の嵩上げと堤体強化の腹付工事代金二○○○(明治四年、豊﨑・南豊﨑・御船の三組合村における公共事業、

一ノ大字御船区ハ組合トセサルノ理由曽テ有之間敷、ヲ鞏固ナラシメタルノモノニテ、一ノ字切レ所口ハ組合トシ分水ヲ設ケザルハ重要ノ源水ヲ保護セシメ大字豊﨑区ノ流水⑤就中大字御船区并ニ大字南豊﨑区ノ字切レ所口ノ両所、更ニ

ことは、重要な水源を保護し豊﨑区への流下水を鞏固にする(御船区と豊﨑区の切れ所口で更なる分水系統を設置しない

合加入を拒否する理由にはならない)ためで、一ノ字切れ所口の分水慣行は水利組合が御船区の組

愚民正当ノ情理ナキニ依リ大字御船區ニ於テ鐙ヶ鼻溜池源水⑥前記ノ理由ナルヲ以テ大字南豊﨑・豊嵜ヨリ旧慣申立ツルト、

由がなく、御船区が鐙ヶ鼻溜池を水源とする組合に加入する(以上、南豊﨑・豊﨑から旧慣を申し立てることは正当の理

、組合ナルハ寧口論ヲ俟タサルト信認セラレタリ、

きは論を俟たない)

郡長へ上申候處、昨十五日当衙出頭之惣代人中、中村貫、上田小次第五二九号鐙ヶ鼻溜池普通水利組合區域之儀ニ付豊﨑人民惣代より 出された「鐙ヶ鼻養水溜池水理組合規約」である。 御照會候也」という。 ヲ請フベキモノニ付別紙返戻候条至急區域指定上申可相成候歟、及 郎へ談シ置候通り水利条例ニ拠り村長ニ於テ縣知事へ上申之上指定 ていたようだ。 久原家文書中に残る。「鐙ヶ鼻養水溜池規約」中の添付書面で、「士 は難航するかにみえたが、意外にも翌明治二七年六月頃には解決し 加入拒否に対する御船側の反論である。この経過をみる限り、こと ⑤ と ⑥ が、 (久原家文書ター78ー3)。 豊﨑・南豊﨑両区による御船区の鐙ヶ鼻溜池水利組合 熊本県第二課より豊川村長豊田真三に宛てた書面が 「別紙返戻候条 の別紙とは、 規約内容は左の 御船区より提

鐙ヶ鼻養水溜池水理組合規約

*(「水利」の字は、史料により「水理」が宛てられ混用されている)

第二条 大字御船、大字南豊﨑、字切レ所口、両字ノ養水ハ平第一条 鐙ヶ鼻溜池大字南豊﨑、豊﨑、御船三區ノ組合トス、

常ノ分水ヲナサゝルモノトス、

民惣代ヲ設置シ役場へ届出置クヘシ、
區人民惣代立會ニテ分水スルモノトス、但大字限リ人第三条
臨時分水所(何處)ヲ設ケ置キ養水不足ナルトキハ三

養水溜池鐙ケ鼻以下水理組合規約

南豊﨑、豊﨑、御船三區水理組合左ノ項目ニ拠リ規約ス、

一御船區ニハ慣行ニ拠リ分水致サゝル事、

二御船區ニヲイテ養水不足スルトキハ三區人民惣代立會ニ

テ分水スル事、

組合規約第一条の記述から、問題の解決していることが分かる。組合規約第二~第三条の示す前段階に南豊﨑西区の反対理由にが、世間のの一条の記述があった。元々切れ所口の別の場所に新たな分水口を設置する動きでもあれば、豊﨑・南豊﨑両区の反対理由にが大口を設置する動きでもあれば、豊﨑・南豊﨑両区が御船区の水間規約第二~第三条の示す前段階に南豊﨑と豊﨑両区が御船区の水間規約第二~第三条の記述から、問題の解決していることが分かる。

4 近世末期松橋御新地及び築添新地に関わる水利事案

は勿論、付帯する関連施設・水利計画からその実施まで含み、実態た海辺開発の諸見積書を含む記録類が多数存在する。海辺新地造成久原家文書には、天保年間以降築造された河江手永会所が関わっ

見解をみておく。 の水量嵩増工事関連記録を通して新田村草創期の水利問題を望見 は河江手永手代久原勘左衛門が作成に関わった公文書である。 微雨堤用水の分水混乱を予見した郡浦・松山・河江惣庄屋らの 猫迫堤の嵩増工事から、維新後に表面化する同堤の用水と鐙 溜池

⑴曲野村猫迫堤用水嵩増し工事と推進上の課題

* 画像は「天保十五年松橋御新地養水付即猫迫古堤水増」(宇城市松橋町

御船久原家文書エー2)

兼用ニ付、 後年無違乱取行筋、 猫迫古堤水増御仕法奉願、 松橋御新地養水不足仕候ニ付、 治定之稜々左之通 養水之仕法井手筋之究等 河江松山郡浦談 新地養水 今度

今度猫迫水之儀、久ゝ川筋ニ 井手筋を流レ松橋御新地松橋請持 落し入、菰角磧ゟ久ゝ川塘添 地面ニ引入、監物殿石井樋尻

松山請持地面五拾丁之養水ニ引入 程是迄畑作りを此之内田作りニいたし 大井手ゟ北松橋曲野受持之内三拾丁

(中略)

可申候

備 雨 (微雨) 堤尻之筧取除鐙鼻堤尻

天保十五年十二月

以上、







鐙鼻備雨両堤尻井手筋古田 可申事、 堤水混乱いたし不申様いたし置 初發申談之通奉願、 養水之落水請并ニ猫迫堤 いたし猫迫水と鐙鼻備雨 尻菰角磧ゟ分水新井手立之儀 御普請出来

(中略)

相済、 猫迫堤之儀、是迄曲野村久ゝ村 熟談相極可申事 御新地と水論等有之候ては難 同干魃之節、 被仰付候上は古田之養水及 不足可申様も無之候ても自然 古田養来候処、 分水之仕法等追て及 曲野久ゝ古田と 右戻水増御普請





請持五十丁之内、監物殿石井樋尻

養水仕前条猫迫堤ニて養候、

松山

井手と合水いたし河江郡浦地方

旱魃いたし候節ハ鐙鼻水ニて

大井手ゟ南三拾丁程有之分、

自然

取賄可申事

ちのきますがないないなっと らいりとされるとないのの

てんち

松田ではっちまする



郡浦新五左衛門(郡浦惣庄屋)

江副寛之助 (松山惣庄屋)

河瀬安兵衛(河江惣庄屋)

藤井彦之助(三手永山支配役)

積三左衛門(郡浦唐物抜荷改)

関係役職者で協議し次のように決定した。関係役職者で協議し次のように決定した。そのため猫迫古堤の水増し工事を願深刻な用水不足に陥っていた。そのため猫迫古堤の水増し工事を願深刻な用水不足に陥っていた。そのため猫迫古堤の水増し工事を願深刻な用水不足に陥っていた。そのため猫迫古堤の水増し工事を願深が、この強風高潮による破堤潮入の影響で、松橋御新地と築添新地は自係役職者で協議し次のように決定した。

- ①嵩増し後、猫迫堤の用水は、久具川筋に落とし菰角磧より同川①嵩増し後、猫迫堤の用水は、久具川筋に落とし菰角磧より同川
- は干魃時、鐙ヶ鼻からの水利で賄う。
 町歩の内、監物殿開石井樋尻の大井手より南へ三〇町歩程の分と合流し河江・郡浦懸り地の用水とする。松山手永請持ち五〇と合流し河江・郡浦懸り地の用水とする。松山手永請持ち五〇
- 話し合いの通りに願う。松橋御新地が復旧した後、猫迫の用水請、猫迫溜池尻菰角磧より分水し、新たな井手立ての件は当初③鐙ヶ鼻・備雨両堤尻の井手筋は、古田(旧来の田)用水の落水

新地の間で水論が発生しては申し訳ない。分水など対処法を十①の描)とのであれた以上、古田の用水も干魃の折、両村の古田と御の猫)の場とのであれた以上、古田の用水も干魃の折、両村の古田と御と鐙ヶ鼻と備雨からの配水が混乱しないように配慮のこと。

は厳しいものがあった。が決定した方針であるが、実際に工事を担う立場の現場村々の見解が決定した方針であるが、実際に工事を担う立場の現場村々の見解以上が三手永の惣庄屋と御山支配役・唐物抜荷改役等の在方幹部

分話し合い決めておくこと。

②曲野・久具両村の「御難」意識と手永の対応

世野と久具、両村の農民にとって水増し御普請を受け入れることであった。 曲野と久具、両村の農民にとって水増し御普請を受け入れることであった。

- 現場村々の反応

之事」) で、 曲野村と久具村、 百二十二「猫迫堤松橋養水之増御普請ニ付以後御出方稜手永受稜極 これらの詳細は、宇城 御普請の費用負担と工事出役のことで面倒な協議が重ねられて 中に、 手永会所記録として残されている。 そして河江手永に隣接する宇土郡松山手永の間 市 小田 家文書 河河 江 河江手永管下の 旧記』(五 三

が、右史料中より中心部分を抜き出し、要点をまとめておく。いた。細かな推移は紙幅の関係から全貌を紹介することはできない

一底樋建樋一ヶ所ハ以前ゟ有来候分ハ以前之通下益城受ニて諸あったことが推測される。その「御難」六項目を摘記しておく。処したい部分、水増し普請によって利益を被る御新地入植の出百姓処との主張は次の六項目で、譲れない部分と関係者協議のうえで対

①底樋と建樋一か所ずつは、以前より存在した分で従来のように

事御仕替相可被仰付旨之事

付候間、御出方筋ニ懸候儀は御新地方ゟ其外ハ御新地出百姓一中段底樋建樋一ヶ所ハ御新地兼用水増之御普請ニて出来被仰

等ゟ相勤可申旨之事

て可被行筋は出夫等可仕旨之事一水吐幷塘手等平日少々之手入は古田懸御新地懸ゟ申談在夫ニー水吐幷塘手等平日少々之手入は古田懸御新地懸ゟ申談在夫ニ部署)が采配し、その他は御新地への入植百姓が勤めるべきこと。 いり (築造川管) 過 () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () で

きは出夫する。

久具両村と御新地懸り新田村とで協議して在夫で実施されるべ③水吐口と塘手(堤防)は日常的に手入するが、古田懸りの曲野・

夫ニて可被行分は出百姓等ゟ可相勤事一貫穴幷御新地懸井手橋御手余御出方ニ懸候儀は御新地方ゟ出

年柄ニても始末無違乱糺相心得可申旨之事一古田と御新地方水分之儀は一同地廻相極被仰付置候通旱魃之であれば御新地方より指図して新地出百姓で勤めるべき。(過貫穴(穴井手)と御新地懸り関連の井手と橋は、手に余る状態

すべき。 地を見極めて決定し、旱魃の年廻りであっても間違いなく処理・地を見極めて決定し、旱魃の年廻りであっても間違いなく処理・10世野村・久具村の古田と松橋御新地新田との水分けは、一に現

旨之事一大造之御普請は松山郡浦河江三手永被仰付段御別段可被仰付

れたい。⑥大がかりな御普請は、松山・郡浦・河江の三手永にご命じ下さ

る新田に対する概念である。古田農民と新田農民は、新地成立時か古田とは旧来の村々における古い田圃を指し、干拓地に組成され

を待ち逐次水田化されていく。物として植えられたが、米作移行の前段階に過ぎず、用水環境整備蕎麦などを植え、冬に麦が植えられた。木綿や雑穀・麦など除塩作干拓地では、文化文政期以降、開発後一○年内外は夏に木綿・粟・場合、投下資本の運用面で効率性に重きが置かれている。熊本領のら水利を介し対立する運命にあった。松橋御新地やその築添新地の

地農民の取水条件は、必然的に古田農民に劣後する関係となる。その適切な維持が分水と使用量を決定した。水利の末端に位置する新の量が変化することで、分水といっても流下する水は止まることがなの量が変化することで、分水といっても流下する水は止まることがな問題の本質は、年により季節によって日々河川水(通水路を含む)

= 河江手永惣庄屋近藤喜左衛門の結論

一世の大学のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、

夫出銭はできないと念を押す。結局、近藤は松山と協議の末、彼の張した。古田と堤の場所も河江手永管内で、松山から臨時非常の出け願うといい、今後も猫迫堤に関する御普請は河江側での対処を主松山は、堤塘・貫穴損所修復への出役は受け難く河江手永で引受

書を再度提出する。合意した六項目は次の通り。私共申談候趣左ニ申上候」との趣旨で、辻内検を通し杉浦郡代へ覚年共弥以申分無之様得斗申談御達仕候様御演舌之趣承知仕候、依之年(一八四九)三月に松山と交替した新任の赤澤宇太郎と共に「後主張に配慮し折衷案を以て辻敬次郎(内検役)へ上申し、翌嘉永二

堤建樋二ヶ所往々御手入之事

①以前から存在した一か所は、河江より夫方を引き受ける。中段①以前から存在した一か所は、河江よも考慮。中段樋一か所は出夫をお上二か所とも出夫は河江・松山で受け、二手永催合(共同)で二二か所とも出夫は河江・松山で受け、二手永催合(共同)で二分以前から存在した一か所は、河江より夫方を引き受ける。中段

穴貫損候節往々御手入之事、

し在夫で対処不能なら、御役人検分の上で協議を命じられたい。る分は、松山・河江で引受け二分する。尋常でない災害が発生り八○町歩田作転換の為の用水施設築造につき、在夫で実施す②久具・曲野の古田五○町歩余の助水と御新地内の松山・河江懸

一堤塘手笠腹付御普請之事、

御役人検分の上で臨時の協議を願う。る。御普請について費地や石垣等の必要も見込まれ、その際、③古田・御新地で専念する件、松山と河江二つ割で出夫申し上げ

一猫迫堤御新地為養水出来候井手筋御手入之事

歩の畝方割合で実施。④古田を放れた末端の井手筋手入れは、松山・河江懸り地八○町

一水増ニ付て田畑當毛荒出来分之事、

永より出夫して床上げを施工する。にお上より賠償を願う。余分な水溜りとみられる畝方は、両手⑤これまで通り年々調査の上お知らせ申し上げる。諸上納米銭共

不公平ニは有御座間敷哉之事、一日越と有之候、左候得は三拾丁之違目録受御新地は水末旁水弘化五年三月久具曲野村両村庄屋共申談御達仕候書面ニは一猫迫堤分水自然旱魃之年柄古田ハ五拾丁御新地は八拾町之養

至って間違いがないように心得るべき。の水でやり繰りする。天保十五年の協議で決めた通り後年に樋ノ口辺り)大井手より南松山受持の内、三○町歩程は鐙鼻堤の旱魃で御新地用水が不足すれば、監物殿御開地の石井樋尻(井

置する事案であったが、 新地農民にも応分の負担を強いたことはいうまでもない。 河江・松山両手永の要請を受け入れたもので、そのことは、 て簡単な記載である。 配慮を以て今回限りに渡し下される」。申請内容と対比すれば、至 夏の堤嵩腹付御普請見積の一貫八六七匁四分七厘は、村々在夫で処 された。 橋新地催合堤)水増御普請の公費負担の件、 な決裁書面を達した。「久具・曲野両村古田の養水、猫迫堤(兼松 四か月後の嘉永二年七月一六日付で下益城郡代杉浦津直へ以下の様 負担を言い立てる曲野村と久具村農民に配慮した裁決とみられ、 この覚書を受け取った御郡方では、御奉行衆で協議を重ね、 以後この申請の他に一切費用支出はない。その上、一昨年 御郡方では、 規則を決める前に工事が終ったので格別の 詳細を達する必要がないほど 今回申請の通りに決裁 受益者 ほぼ

おわりに

呈した。

三は世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後

一年、日本の大学のでは、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、<li

【参考史料・文献

- ・宇城市久原家文書及び同小田家文書『河江旧記』より史料多数
- 大石慎三郎「近世」『土地制度史Ⅱ』(一九七五山川出版社)。
- 小川誠「治水・利水・土地改良の体系的整備」『日本農業発達史4』

(一九五四中央公論社)。

- ・浜田忠久「土木費官費下渡金の廃止と水利組織の法制化三」
- 内閣官報局『明治五年法令全書』(一九一二内閣官報局)。
- 为閣官報局『明治六年法令全書』(一八八九为閣官報戸閣官幸居『明治五年法今至書』(一ナーニ戸閣官幸
- 内閣官報局『明治二十三年法令全書』(一九一二内閣官報局)。内閣官報局『明治六年法令全書』(一八八九内閣官報局)。

渡辺洋三『農業水利権の研究』(一九六三東大出版会)。

ほか。

4.5